

議員提出議案第8号

高速道路の整備と道路特定財源に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成14年9月25日

提出者 三朝町議会議員 杉原憲靖

賛成者 三朝町議会議員 平井満博

賛成者 三朝町議会議員 吉田公博

賛成者 三朝町議会議員 牧田武文

賛成者 三朝町議会議員 徳田修一郎

平成14年9月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

高速道路の整備と道路特定財源に関する意見書

現在、全国平均を上回る高齢化が進展しつつある本町におきましては、都市部に比べ公共交通機関の整備も格段に劣っている状況から、災害や救急医療・福祉活動に即応した「安全で安心して暮らせる地域づくり」や中山間地域という不利な条件の中で、「個性豊かな地域資源を生かした新しい町づくり」を進めるうえで、もっとも基本的な社会基盤である道路を、高速道路から市町村道に至るまで計画的に整備促進することが必要不可欠となっております。

特に、高速ネットワークから取り残されている本地域にとりましては、「山陰自動車道」、「姫路鳥取線」の高速道路をはじめ、地域高規格道路、国県道の早期整備は、他地域との時間的格差を払拭するものとして地域住民の永年の悲願となっております。

いま、政府におかれましては、特殊法人改革の一貫として、「道路関係四公団民営化推進委員会」を設置し、本格的な議論が進められています。その過程の中で、単なる採算性や進捗率という観点から、民営化後の高速道路建設の是非が一方的に議論されておりますが、そこには生活圏の拡大等地域に与える効果が考慮されておらず、地方の実態が十分反映されていないことから、地域間格差を更に増大するものとして到底納得できるものではありません。

つきましては、地方における道路事情をご賢察のうえ、下記事項について適切な対応がなされますよう強く要望いたします。

記

- 1 高速道路については、各地域における必要性を十分認識したうえで、過疎・過密を生まないように国の責任において整備すること。
- 2 「道路関係四公団民営化推進委員会」は、地方の意見を十分聴取し、審議に反映させること。特に、高速道路建設の採算性基準については、貨幣価値に換算可能な指標による効率性のみでなく、住民生活の向上、交流機会の拡大等、地域社会にもたされている数字に表れない効果を十分考慮に入れること。
- 3 道路整備の必要性を十分に認識し、道路特定財源制度を堅持するとともに、効率性を図りながら、高速道路をはじめとする道路整備に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年9月25日

鳥取県三朝町議会